

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り ×

5月7日発行
Vol.206

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

4/26 日 南相馬市HP「フォトレポ」から

第12回春の市民まつり

「第12回春の市民まつり」が原町区内の旭公園と駅通りで行われ、天気に恵まれたこの日、会場は大勢の人で賑わいました。



2ページをご覧ください。

目次

●南相馬市HP「フォトレポ」から

- ・第12回春の市民まつり----- 1・2
- ・ものづくりの楽しさ学ぼう
～少年少女発明クラブ開講～---- 3
- ・博物館で特別展スタート
～福島 of 爬虫・両生類～----- 3

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 4
- 浪江町 ----- 9
- 大熊町 ----- 13

●東京電力

- ・個人さまに対する
墓石等の移転に係る賠償の
ご請求手続きの開始について---- 15

●交流ルームひばり通信

- ・こうぞうさんが作ったお米
こどもの日プレゼント ----- 17
- ・5月食育推進食事会開催!! ----- 17
- ・5月の「ひばり」 ----- 18



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

4/26 日

第12回春の市民まつり

「第12回春の市民まつり」が原町区内の旭公園と駅通りで行われ、天気にも恵まれたこの日、会場は大勢の人で賑わいました。歩行者天国となった駅通りには数々の露店が並んだほか、大道芸やバイオリンミニコンサートなどが行われました。また、メイン会場となった旭公園内でも、阿波踊りやよさこいなど多くのイベントが行われましたが、中でもNHKの番組でロケ中のタレント、コロッケさんの登場には、会場が大いに盛り上がりました。



旭公園入口



愛舞連による阿波踊り



コロッケさんがサプライズで登場



テクノアカデミー浜のエコカーに乗って



金魚に夢中です



甲冑を着た方の姿も

4/25(土)

ものづくりの楽しさ学ぼう ～少年少女発明クラブ開講～

子どもたちが“ものづくり”の楽しさを体験する、市少年少女発明クラブが市役所で開講しました。今年度は市内の小中学生約15人が参加し、来年3月までの講座で作品づくりや体験学習に取り組みます。

初回は、割りばしを組んで輪ゴムを飛ばす「輪ゴム鉄砲」を作りました。参加者は完成後、自分の作った輪ゴム鉄砲で的を狙い、作品の出来を確かめていました。



真剣な表情



試し撃ちで出来栄をチェック

4/25(土)

博物館で特別展スタート ～福島の爬虫・両生類～

カエルやヘビなどの身近な生物を通して福島県や南相馬市の今を紹介する特別展「ふくしまに生きる爬虫(はちゅう)・両生類」が市博物館で始まりました。(6月7日まで開催)

特別展は、新種として昨年発表された「バンダイハコネサンショウウオ」(成体)の標本を世界で初めて展示しているほか、東日本大震災による生態系の変化を紹介するパネルなど、資料約200点が並んでいます。

爬虫類や両生類が苦手な方にも親んでもらおうと、カエルなどを擬人化したキャラクターのイラストも展示しています。イラストは市内の高校生が作成し、「モリアオガエル」など擬人化した各生物種の特徴を反映したデザインのキャラクターが描かれています。キャラクターを印刷した記念撮影用の等身大パネルも2つ並んでいます。



パネルに見入る来館者



新種のサンショウウオ関連の展示



キャラクターのパネルと記念撮影する来館者



南相馬市からのお知らせ

南相馬市民の避難状況

※南相馬市外に避難している人数（南相馬市HPから）

【都道府県別】

平成27年4月30日現在

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
福島県	4,780	群馬県	167	大阪府	25	福岡県	7	山口県	2
宮城県	1,708	長野県	77	京都府	22	富山県	6	高知県	1
山形県	675	北海道	67	福井県	21	熊本県	6	和歌山県	-
新潟県	668	山梨県	67	沖縄県	21	島根県	4	徳島県	-
東京都	633	秋田県	63	青森県	18	三重県	3	鳥取県	-
茨城県	600	静岡県	53	岡山県	12	奈良県	3	宮崎県	-
埼玉県	575	岩手県	51	滋賀県	11	香川県	3	鹿児島県	-
栃木県	441	愛知県	35	岐阜県	10	愛媛県	3	海外	11
千葉県	380	兵庫県	35	広島県	10	佐賀県	3	合計	11,677
神奈川県	358	石川県	31	長崎県	8	大分県	3		

(4/23 11,729)

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
福島市	1,232	喜多方市	50	会津美里町	16	泉崎村	4
相馬市	1,211	本宮市	30	棚倉町	14	下郷町	3
いわき市	616	西郷村	28	西会津町	13	広野町	3
郡山市	503	会津坂下町	26	田村市	12	天栄村	2
会津若松市	243	川俣町	22	磐梯町	9	鮫川村	2
新地町	241	鏡石町	20	金山町	7	浅川町	2
二本松市	120	南会津町	20	矢吹町	6	小野町	2
伊達市	105	桑折町	19	矢祭町	6	国見町	1
須賀川市	87	猪苗代町	18	古殿町	6	石川町	1
白河市	58	三春町	17	北塩原村	5	合計	4,780

平成23年3月11日現在の人口 71,561人

市内居住者	自宅居住	34,922人
	市内の知人宅や借上げ住宅等	3,710人
	市内の仮設住宅	4,586人
	市内転居	4,077人
	計	47,295人
市外避難者	市外の知人宅や借上げ住宅等	11,677人
	（うち福島県外）	(6,897人)
	計	11,677人
その他	死亡（震災以外の死亡含む）	3,886人
	転出	8,676人
	所在不明	27人
	計	12,589人

	平成23年 3月11日現在の 人口	平成27年 4月30日現在の 居住者数
小高区	12,842人	-
鹿島区	11,603人	13,686人
原町区	47,116人	40,353人
計	71,561人	54,039人

※平成23年3月11日以降の転入者および他市町村からの避難者を含むため、避難の状況の市内居住者数と合計の数が異なります。

放射線量測定器～点検・校正のお知らせ～

5月1日HP更新

市民の皆さんに支給した放射線量測定器は、精密機械であり、性能を維持するため、年1回の定期的な点検・校正を推奨しています。

今年度も点検・校正を無料で実施しますので、希望する方は、加入事業組合または市役所・区役所まで機器を直接持ち込みしてください。

なお、市外に避難している方は、郵送(送料着払い【加入事業組合でのみ対応】)することも可能です。

校正内容

線量計本体のみ(誤差校正、清掃、電池パック・防水パッキン交換)

《校正作業:1カ月程度》

受付期限

平成28年3月31日(木) ※期限厳守

点検・校正料

無料

※修理が必要な場合は、別途個人負担となります。

加入事業組合

事業者	電話	住所
ダイコー(株)	0244-23-3134	〒975-0031 南相馬市原町区錦町1丁目154
北日本紙業(株)	0244-22-3117	〒975-0002 南相馬市原町区東町3丁目106-3
(有)植松教材社	0244-23-4716	〒975-0002 南相馬市原町区東町2丁目12-3
(株)サトウ教材社	0244-35-4398	相馬市塚部字善光寺61
(株)大一事務機	0244-24-2211	〒975-0003 南相馬市原町区栄町3丁目31
(有)双葉クリエイト	0244-26-9780	〒979-2335 南相馬市鹿島区鹿島字北畑130-7
(有)フレンドショップヤマダ	0244-24-5630	〒975-0014 南相馬市原町区西町2丁目22-4
(有)マルショウ事務機	0244-46-5491	〒979-2442 南相馬市鹿島区横手字町田25
(有)ムシヤ袋屋	0244-23-3773	〒975-0001 南相馬市原町区大町3丁目64
(株)ヨシダ	0244-24-1120	〒975-0032 南相馬市原町区桜井町1丁目137-2

市役所・区役所

- 復興企画部企画課 電話 0244-24-5223
- 小高区地域振興課 電話 0244-44-2112
- 鹿島区地域振興課 電話 0244-46-2110

問い合わせ

復興企画部 企画課 帰還支援係

TEL 0244-24-5223

災害公営住宅(大町東団地)入居者を追加募集します

5月1日HP更新

市で整備した原町区の災害公営住宅(大町西・大町東団地)は、平成27年3月に完成し、4月1日から管理・運営を開始しています。

今回、大町東団地での空き住戸、集合住宅2DK(1戸)の入居者の追加募集をします。

募集住宅

地区	住宅名	住宅形態	間取り	家賃月額(円)	募集戸数
原町区	大町東 (原町区大町二丁目)	集合住宅 104号室(1階)	2DK	5,600~48,400	1戸

※ペットの飼育は固く禁止させていただきます。

申込期限

5月15日(金)

申込資格

次のイ～ハのいずれかに該当し、かつ(1)～(3)の要件を全て満たす方のみ申し込みできます。

- イ. 東日本大震災により居住していた住宅が全壊・全流失した世帯
- ロ. 東日本大震災により居住していた住宅が半壊・大規模半壊したために住宅を解体した、または解体することが確実である世帯
- ハ. 原子力災害により避難指示を受けている世帯
(現在、避難指示が出ている区域内の住宅に、平成23年3月11日に居住していた世帯)

- (1) 市税の滞納がない世帯
- (2) 過去に公営住宅に入居していた場合は、家賃の滞納がない世帯
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員がいない世帯

- 南相馬市民を対象として受け付けします。
- すでに現在建設中の災害公営住宅に本申込対象登録をされている方も、今回の追加募集に申し込み変更が可能です(今回の申し込みによって登録を抹消することはありません)。

申込必要書類

申込書は市ホームページからダウンロードできます。また、申込受付場所でも配布しています。なお、申込資格により申込書の様式と必要添付書類が異なりますのでご注意ください。

(1) 申込資格「イ」または「ロ」を満たす世帯

- 申込書……南相馬市災害公営住宅入居仮申込書【り災者用】
- 必要添付書類
 - ・ 申込資格「イ」を満たす世帯……り災証明書
 - ・ 申込資格「ロ」を満たす世帯……(1)り災証明書

(2) 家屋解体証明書または解体申出書の写し

次ページへ続きます 

(2) 申込資格「八」を満たす世帯

○申込書……南相馬市災害公営住宅入居仮申込書【居住制限者用】

※添付書類の提出は必要ありませんが、受付業務の参考とするため、申込書の「申込理由欄」に、必ず、避難前の自宅の現在の状態や、入居希望理由について記入してください。

申込書受付場所

申込書および必要添付書類は、申込受付場所に持参または郵送してください。

(1) 申込書を持参する場合

申込期間中の午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日を除く)に、以下の申込受付場所に申込書等をご持参の上お申し込みください。

- 南相馬市役所 建設部 建築住宅課
- 鹿島区役所 産業建設課
- 小高区役所 産業建設課

(2) 申込書を郵送する場合

申込書を封筒に入れて郵送してください。

【郵送先】

〒975-8686
福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地
南相馬市役所 建設部 建築住宅課 市営住宅係

※5月15日(金)必着

入居者の決定方法

申込者数が募集戸数を上回った場合は、対象者で公開抽選を行い、入居者(本申込対象者)を決定します。

なお、「り災」世帯(申込資格「イ」または「ロ」を満たす世帯)優先での抽選となりますので、あらかじめご承知おきください。

また、本申込対象者となった方には、入居要件に適合しているかを確認するための資格審査を受けていただき、審査合格後に入居手続き(敷金の納入、連帯保証人の届出など)を案内します。

問い合わせ

建設部 建築住宅課

TEL 0244-24-5253

南相馬市木造住宅耐震診断者派遣制度のご案内

5月1日HP更新

市では、旧耐震基準の木造住宅の所有者で耐震診断を希望する方に、木造住宅耐震診断者を派遣します。

耐震診断は、建築士事務所に所属する福島県木造住宅耐震診断者名簿に登録された建築士が設計図等を基に現地調査を行い、倒壊する可能性の有無について一般診断を行います。

また、診断の結果耐震基準に適合していない場合は、耐震改修計画(耐震壁の位置、耐震改修工事費の概算等)を作成します。

対象となる住宅

次の要件をすべて満たす住宅

- 所有者が自ら居住する住宅
- 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅
(併用住宅の場合は、住宅の部分の床面積が延べ面積の1/2以上のもの)
- 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁(ツーバイフォー)工法による木造3階建て以下の住宅
- 過去にこの制度による耐震診断を受けたことのない住宅

申込対象者

市内に居住する対象住宅の所有者で、市税等の滞納のない方

診断費用(自己負担金)

一診断につき 7,000円

(その他、耐震診断者派遣に要する費用は、南相馬市が負担します。)

※自己負担金は、診断作業終了時に耐震診断者へ直接お支払いください。

受付戸数

10戸(予定) ※希望者多数の場合は、申し込み順となります。

申込方法

「南相馬市木造住宅耐震診断申込書」に必要事項を記入し、2部提出してください。

【申し込みに必要なもの】

- ・申込書 ・建物の案内図 ・建物の平面図
- ・昭和56年5月31日以前に着工されたことを証明する資料(建築確認書の写しなど)
- ・納税証明書 ・印鑑

■耐震改修が必要と診断されたとき

耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅を対象に、耐震改修工事にかかる費用の一部を予算の範囲内で補助します。詳しくは、お問い合わせください。

お問い合わせ

建設部 建築住宅課 建築営繕係

TEL 0244-24-5255



みなみそうまチャンネル。
Channel assist by
yoozma
www.yoozma.jp



電話でのお問合せ
TEL:0244-24-1222

番組内容 [5/6～5/12]

今週の番組 (60分) ※パソコン視聴・アクトピラ配信

1. オープニング&今週の番組 [0分～]
2. 脳卒中センター建設工事 安全祈願祭 [2分～]
3. 第9回 南相馬市民俗芸能発表会 宝財踊り(原町区馬場) [7分～]
4. 復興の槌音 第5回 沿岸部堤防・護岸工事進捗#2 [22分～]
5. 小高商工会館 竣工式 [32分～]
6. ～第21回春まつり～ 鹿島復興祭 [42分～]
7. 平成27年度市役所便り 情報政策課 国勢調査員募集 [52分～]
8. リクエストアワーのお知らせ [55分～]
9. 旧警戒区域ライブカメラのお知らせ [59分～]

■リクエストアワー

[午前10時～/午後4時] 南相馬ゆく年くる年2014～15

今週は、市民俗芸能発表会より「宝財踊り(原町区馬場)」や「～第21回春まつり～鹿島復興祭」の様などをお届けします。

■旧警戒区域ライブカメラ

- ・午前8時55分～
- ・午後0時55分～
- ・午後3時55分～



浪江町からのお知らせ

平成27年度思い出の品展示場のお知らせ

4月27日HP更新

平成26年度に続き、本年度も津波被災地におけるがれきなどの選別作業の際に発見した写真、アルバム、賞状などの「思い出の品」を、一人でも多くの所有者や家族の手元にお返しできるように、下記の施設で展示・引き渡しを行っています。

展示場所

双葉ギフト店舗内(浪江町国道6号沿い しまむら隣)

- ・開場時間: 午前9時～午後4時(日曜日を除く)
- ・主な展示物: 写真、アルバム、御位牌、玩具、記念品など

※二本松市上竹倉庫に展示してあった思い出の品は、双葉ギフトへ移動し展示しています。

※運転免許証など本人確認ができるものをご持参ください。

【問い合わせ先】

株式会社 安藤・間

TEL 0240-24-0100

問い合わせ

ふるさと再生課 廃棄物対策係

TEL 0240-34-0230

被災家屋等の解体申請の受付センターの継続設置について

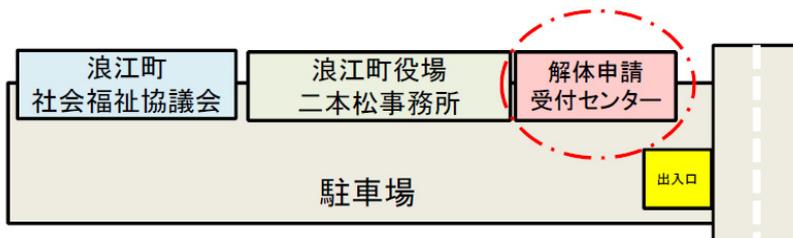
4月28日HP更新

昨年度に引き続き、東日本大震災により被災した家屋等の解体申請の受付センターを開設する事となりました。

被災家屋等の解体をご希望の方は、必要書類等を準備の上、受付センターまでご相談ください。
なお、被災家屋等の解体申請につきましては、半壊以上の建物に対する「り災証明書」等が必要となりますので、解体申請の前に準備してください。

解体申請の受付センター所在地

浪江町二本松事務所敷地内東側プレハブ（福島県二本松市北トロミ573番）



申請受付対応者

株式会社 高島テクノロジーセンター(環境省業務受託業者)

受付対応期限

平成28年3月31日（土、日、祝日、年末年始を除く）

受付対応時間および問い合わせ電話番号

午前8時30分～午後4時30分

 0120-603-016

解体申請の対象となる被災家屋

次の(1)、(2)、(3)全てに該当するものが解体申請の対象となる被災家屋となります。

- (1) 東日本大震災で被災した居宅、附属建屋(倉庫、物置等)、事務所、店舗であること
※事務所、店舗については中小企業法第2条に定める中小企業の実務所、店舗に限ります。
- (2) 浪江町役場で交付する建物に対する「り災証明書」で、「り災」の程度が「全壊」「大規模半壊」「半壊」に判定されていること
※建物に対する「り災判定書」の申請は、浪江町役場二本松事務所町民税務課および各出張所(桑折出張所を除く)へ申請してください。
- (3) 避難指示解除準備区域または居住制限区域の家屋等であること
※帰還困難区域に立地している家屋等については、対応方針を検討中のため、現時点では解体申請の対象となりません。

【津波により被災した家屋等について】

沿岸部の災害廃棄物の収集および選別作業が終了次第、家屋等の解体を実施します。
解体時期が近づきましたら、建物所有者へ改めてお知らせします。

次ページへ続きます 

解体申請の際に事前に準備するもの



①身分証明書の写し

運転免許証など、顔写真入りのもの。顔写真入りのものがない場合は健康保険証と年金手帳など、複数の公的証明書をお持ち下さい。



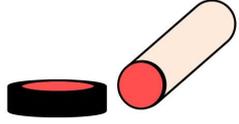
②平成22年度固定資産課税台帳登録事項明細書【本人控え用】の写し

申請を行う家屋に関する平成22年度固定資産課税台帳登録事項明細書【本人控え用】(または、申請を行う家屋に関する名寄帳)

※1 原子力損害賠償のため、役場から平成25年2月に青い封筒で送付したものです。

※2 浪江町役場二本松事務所町民税務課及び各出張所で取得出来ます。取得出来る方は所有者本人に限ります。(所有者本人以外は委任状が必要です。)

③印鑑



認印をお持ち下さい。

④解体申請を行う家屋等が確認出来る写真



⑤建物に対するり災証明書の写し



解体申請に関する留意点

- (1) 浪江町が、り災証明書を交付しない家屋等(※)については、解体申請を受け付けた後、環境省が被害状況の調査を行います。この調査の結果等から、浪江町が「全壊」「大規模半壊」または「半壊」の被害状況であると判定した場合、解体の対象とします。
※り災証明書を交付しない家屋等とは「居宅」以外の建物(倉庫、物置等)および「中小企業法第2条に該当する店舗ならびに事務所」以外の建物を指します。
- (2) 家屋等に、複数の所有者が存在する場合(家屋等が共有の場合、家屋等に抵当権者がいる場合など)は、他の権利者の方の同意の取得をお願いします。
- (3) 東京電力との賠償の手続きが終了していない家屋等について解体申請を行おうとする場合、事前に東京電力にご相談いただくことをお勧めします。
- (4) 解体工事の対象範囲は、家屋等の地上部分(基礎を含む地面より上の部分)です。浄化槽などの地下工作物、擁壁等は対象外となります。ただし、門扉や塀等の工作物で倒壊が著しく、家屋と一体的に解体する必要がある場合は対象となります。
- (5) 家屋等の解体に必要な「り災証明書」とは、平成23年に浪江町が発行した個人に対する「り災証明書」ではありませんので、建物に対する「り災証明書」をご用意ください。
- (6) 建物の「り災証明書」の申請をもって家屋等の解体申請とはなりませんので、解体を希望する方は、建物に対する「り災証明書」の発行後、改めて受付センターへの申し込みが必要です。

問い合わせ

ふるさと再生課 廃棄物対策係

TEL 0240-34-0230

浪江町内(帰還困難区域を除く)粗大ごみおよび廃家電の回収受付に関するお知らせ

5月1日HP更新

環境省による浪江町内(帰還困難区域を除く)の、自宅内から排出される粗大ごみ・廃家電の回収受付が始まります。

なお、受け付けはコールセンターで行い、各家庭への戸別回収となります。

回収対象物

■廃家電

- ・テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
- ・エアコン(取り外し工事が必要になる場合、同時にお申し込みいただくようになります。この場合、取り外し業者の手配のため、回収実施日程を調整させていただく場合があります。)

※ 回収できるのは、一般家庭から出される一般家庭用のサイズのものに限ります。

業務用サイズのものや、業務用として使用していたものは回収できません。

■粗大ごみ

- ・上記以外の家電製品

電子レンジ、ファンヒーター、空気清浄機、掃除機、ラジカセ、精米機、餅つき機など

- ・家具、畳、カーペット、布団、ベッド、ソファなど
- ・自転車、屋外遊具、金属雑品類(パイプ等)、ガーデニング用品、物干し台、瓦、ブロック等々
- ・その他、袋に入らないサイズのごみ

回収期限

平成28年3月25日

回収は、平日と土曜日の午前8時30分～正午、午後1時～3時30分に行います。

回収作業の流れ

1. 廃棄する冷蔵庫および冷凍庫は、事前に中に入っているものを取り出して空にし、汚れのある場合には、庫内を軽く拭いてから回収に出していただくようお願いします。
2. 廃家電・粗大ごみは、事前に自宅の軒下など、回収業者の車両に積込作業を行うことができる場所に運び出していただきますようお願いします。運び出すことが困難な場合、東京電力社員が運び出し作業に伺いますので、受け付けの際にお申し出ください。
3. コールセンターに連絡していただき、双葉運輸株式会社(環境省回収業務受託業者)がお知らせする回収日時に、各家庭まで回収に伺います。
4. 回収時は自宅の敷地内へ立ち入らせていただくこととなりますので、できる限り立会いをお願いします。やむを得ない理由により立会いができない場合は、粗大ごみ・廃家電には回収対象であることが分かる表示(油性マジックで「廃棄」と書いた張り紙や着色ビニールテープで×印を付けるなど)をして出してください。表示がないと回収することができませんのでご注意ください。

次ページへ続きます 

申込方法

粗大ごみおよび廃家電の回収を希望する方は、コールセンターまで電話、または、広報なみえ5月号に同封されている「廃家電回収申込書」に記入いただき、郵送またはFAXにてお申し込みください。

FAXでご連絡いただく場合は、必ず、名前・住所・電話番号・FAX番号・希望する粗大ごみ・廃家電の種類と数量・希望回収日をご記入ください。

ただし、希望する回収希望日が混雑している場合には、回収日を調整させていただく場合もありますので、あらかじめご承知置きください。

【コールセンター】

 0120-46-5175

※受付時間 月曜から金曜(祝日・年末年始を除く)午前8時30分～午後5時

 0120-46-0232

【郵送先】

〒975-0021 福島県南相馬市原町区金沢字堤下399番地12
双葉運輸株式会社

問い合わせ

環境省 福島環境再生事務所 浜通り北支所 (廃棄物担当)

 0244-26-9912

浪江町役場 ふるさと再生課 廃棄物対策係

 0240-34-0230



大熊町からのお知らせ

行政相談委員の委嘱についてのお知らせ

5月7日HP更新

総務省では、大熊町を担当する行政相談委員として、佐久間国幸さんを委嘱しました。

行政相談委員は、総務大臣が委嘱するもので、役所(国・県・市町村)の仕事やNTTなどの特殊法人などの仕事について苦情や意見、要望などを受け付け、皆さんと関係行政機関等との間に立って、その解決を促進するよう相談に応じています。

任期は、平成29年3月31日までです。

電話等で相談をしたい方は、総務課行政係へお問い合わせください。

◇ 5月1日～31日は「福島さわやか行政相談キャンペーン」期間です。
期間中は次の場所で相談所を開設します。



佐久間国幸さん

いわき	5月22日(金) 午前10時～午後3時	大熊町役場いわき出張所 1階第1会議室
会津	5月26日(火) 午前10時30分～午後3時	大熊町役場会津若松出張所 2階第4会議室

問い合わせ

大熊町役場会津若松出張所 総務課 行政係  0120-26-3844(代)

本宮市復興公営住宅再募集のお知らせ

5月1日HP更新

本宮市に整備される復興公営住宅(大熊町分4戸)について、当選者に辞退者が出たため再募集を行います。

募集する住宅

所在地	募集戸数	構造等	間取り	ペット	完成見込み
本宮市仁井田字吹上	1戸	RC集合3階建て	3LDK	不可	平成27年度内

※ 完成見込みは、工事の進捗状況等により前後する場合があります。

※ 仁井田字吹上集合住宅は、合計22戸(大熊町分4戸、浪江町分18戸)整備します。

※ この住宅は、本宮市営住宅です。

申し込みができる方

- 平成23年3月11日時点で大熊町民であること
- 入居申込者および同居者が暴力団員でないこと
- 避難指示区域のほかに居住可能な住居(自己所有の住宅等)を有していないこと
- 税(大熊町および本宮市)の滞納がないこと

申込期限

5月15日(金)



問い合わせ

大熊町役場会津若松出張所 生活支援課

☎0120-26-3844(代)

個人さまに対する墓石等の移転に係る 賠償のご請求手続きの開始について

平成27年4月28日

当社は、墓石等の修理に係る賠償の受付開始に際し、墓石等の移転に係る賠償につきましては、あらためてご案内させていただくこととしておりましたが、このたび、以下のとおりお取り扱いの準備が整いましたのでお知らせいたします。

1. ご請求いただける方

当社事故発生時点において、避難指示区域^{*}内に存在していた墓石等を所有している祭祀の主宰者である個人の方で、実際に墓石等の移転費用をご負担された方とさせていただきます。

なお、1つの墓地区画について、「墓石等の移転に係る賠償」と「墓石等の修理に係る賠償」の両方をご請求いただくことはできません。

- ・墓石等とは、墓碑および墓碑に付随する構築物です。なお、墓碑に付随する構築物とは、墓誌、香炉、塔婆立、外柵等をいいます。
- ・祭祀の主宰者とは、墓、祭壇、位牌など民法上の「祭祀財産」を承継される方をいいます。

2. お支払いの対象となる資産

当社事故発生時点に避難指示区域内に存在していた墓石等(生前墓を含みます)を対象とさせていただきます。

3. お支払いの対象となる損害

当社事故の避難指示により長期的な避難を余儀なくされていることに起因した管理不能による毀損があること、もしくは当社事故に伴う持ち出し制限等によって持ち出しができないことによる墓石等の損害に対する賠償として、移転に要した費用(移転先の墓石等の購入費用等を含みます)をお支払いいたします。

4. お支払いする金額

以下(1)～(3)の費用をお支払いいたします。

なお、(1)と(2)をあわせた費用は、墓石等の移転に要した費用として、1つの墓地区画あたり150万円(税込)を上限とさせていただきます。

(1) 墓石等の改葬に係る費用

墓地区画毎に、改葬費用(墓石等の購入・工事費用、遺骨の取り出し・運搬費用等)、証明書類発行費用、その他の費用(改葬・祭祀にかかった交通費、宿泊費等)をお支払いいたします。

(2) 祭祀に係る費用

改葬の際に実施する、開眼・閉眼供養のための費用相当額として、定額10万円を1つの墓地区画あたり1回に限りお支払いいたします。

ただし、実際にかかった費用が10万円を超過した場合は、領収証(原本)を確認させていただいたのち、合理的な範囲で実費をお支払いいたします。

次ページへ続きます 

(3) 諸費用

ご請求に係る諸費用として、墓地区画の数にかかわらず定額1万円をご請求者さまお一人あたり1回に限りお支払いいたします。

ただし、実際にかかった費用が1万円を超過した場合は、領収証(原本)を確認させていただいたのち、合理的な範囲で実費をお支払いいたします。

5. ご提出いただく書類

(1)ご請求者さまを確認できる書類

住民票の写し(原本)

*過去にご提出いただいている場合は不要です

(2)墓石等の移転の事実が確認できる書類

墓石等の情報を確認できる直近埋葬者の改葬許可証(写し)

(3)墓石等の改葬に係る費用の実費をご負担されたことが確認できる書類

改葬にかかった費用を確認できる領収書(原本)

*日付、宛名、発行元、費用項目(但し書き)の記載があるもの

(4)祭祀に係る費用の実費をご負担されたことが確認できる書類

定額ではなく実費をご請求される場合のみ、祭祀にかかった費用の領収書(原本)

(5)諸費用の実費をご負担されたことが確認できる書類

定額ではなく実費をご請求される場合のみ、諸費用の領収書(原本)

*改葬・祭祀にかかった交通費と宿泊費は、「墓石等の改葬に係る費用」に該当することから、上記(3)の書類としてお送りください。

当社事故に伴う持ち出し制限等によって持ち出しができないことによる墓石等の損害に対する賠償についてご請求を頂く場合は、墓石等の放射線量(cpm)がわかる書類をご提出いただきます。

ただし、移転前の墓地区画の所在地が帰還困難区域の場合は、お送りいただく必要はございません。

なお、今回の賠償にあたって、線量測定を希望される場合は、当社にて線量を事前に測定させていただきますので、当社福島原子力補償相談室 財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤルまでお問い合わせください。

6. その他

墓石等の移転とは、墓石等を別の墓地に移動することとさせていただきます。したがって、同一墓地内の移動は賠償の対象となりません。

7. ご請求の受付

ご請求書類の発送をご希望される方は、誠にお手数ですが、末尾に記載の「福島原子力補償相談室 財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

※避難指示区域:「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補」において「避難指示区域」として扱うこととされた区域

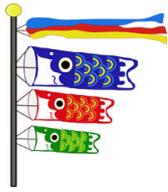
問い合わせ

東京電力 福島原子力補償相談室

財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル

0120-926-596

(受付時間:午前9時~午後9時)



こうどうさんが作ったお米 こどもの日プレゼント

渡辺さん(下田地区)から子どもたちへのお米プレゼントの配布につきましては、下記の通りです。

配布期限 5月11日(月)
配布時間 午前9時30分～午後3時
(**最終日の5月11日は正午まで**)
※休館日は、裏表紙のカレンダーで
確認してください。

配布場所 交流ルーム「ひばり」
※申し訳ございませんが、お届けは
できません。期間内に受け取れない
場合は、お取り置きも可能です。
ご連絡ください。

対象者 19歳以下のお子さんがいらっしゃるご家庭
お米 1家族 10kg



多くの子どもたちが、お米を受け取りに
来てくれました。
まだの方は、お早めに！

**問い合わせ
交流ルーム「ひばり」
TEL 0256-33-8650**

5月食育推進食事会開催!!

新潟県食生活改善推進委員協議会のご厚意により、5月食事会を開催します。

今回は、作り方をお聞きしながら調理も体験し、食後の片付けも一緒に行いたいと思います。

今回のメニューは、「おまかせ料理」です。バランスの良い食材を使ったメニューにご期待ください。

日時 **5月27日** **水** 調理から参加される方は午前10時から
食事から参加される方は正午から

場所 三条市総合福祉センター 3階 調理室
交流ルーム「ひばり」集合後、移動します。

参加費 500円(当日徴収)

**申込締切 5月16日(土)正午
交流ルーム「ひばり」 TEL 0256-33-8650**

5月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
★版画教室 第2・4水曜日午前10時～正午 ★茶話会&簡単な手芸教室 第1・3・5水曜日午前10時～午後2時 気軽に参加ください。					8日	9日
					浜通り配布	
10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日
	お米配布 最終日	ひばり休み	版画教室	ひばり休み 浜通り配布		食事会 申込締切
	ひばり 午後休み					
17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日
		ひばり休み	ひばり 茶話会	ひばり休み 浜通り配布		

問い合わせ

交流ルーム ひばり(総合福祉センター内)

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[開館時間] 午前9時30分～午後3時

被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	電話番号	以下の町は役場機能が移転しています。
南相馬市	0244-24-5232	浪江町:平石高田第二工業団地内 (二本松市北トロミ573番地) 双葉町:双葉町役場いわき事務所 (いわき市東田町2-19-4) 大熊町:会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松市追手町2番41号) 富岡町:郡山市大槻町西ノ宮48-5
浪江町	0243-62-0123	
双葉町	0246-84-5200	
大熊町	0120-26-3844	
富岡町	0120-33-6466	
川内村	0240-38-2111	
いわき市	0246-25-0500	
郡山市	024-924-2491	

三条市に避難している 世帯数と人数 (2015.5.7現在)

市町村名	世帯数	人数
南相馬市小高区	34	76
南相馬市原町区	5	8
南相馬市鹿島区	-	-
浪江町	8	19
双葉町	4	8
大熊町	1	1
富岡町	2	2
川内村	1	3
いわき市	1	4
郡山市	5	12
合計	61	133

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511